

そうやったん?! 和歌山県の農業

Vol.1

近畿農政局和歌山県拠点 2024.7

今回のテーマ

「農業の担い手確保と農地集積」

ーはじめにー

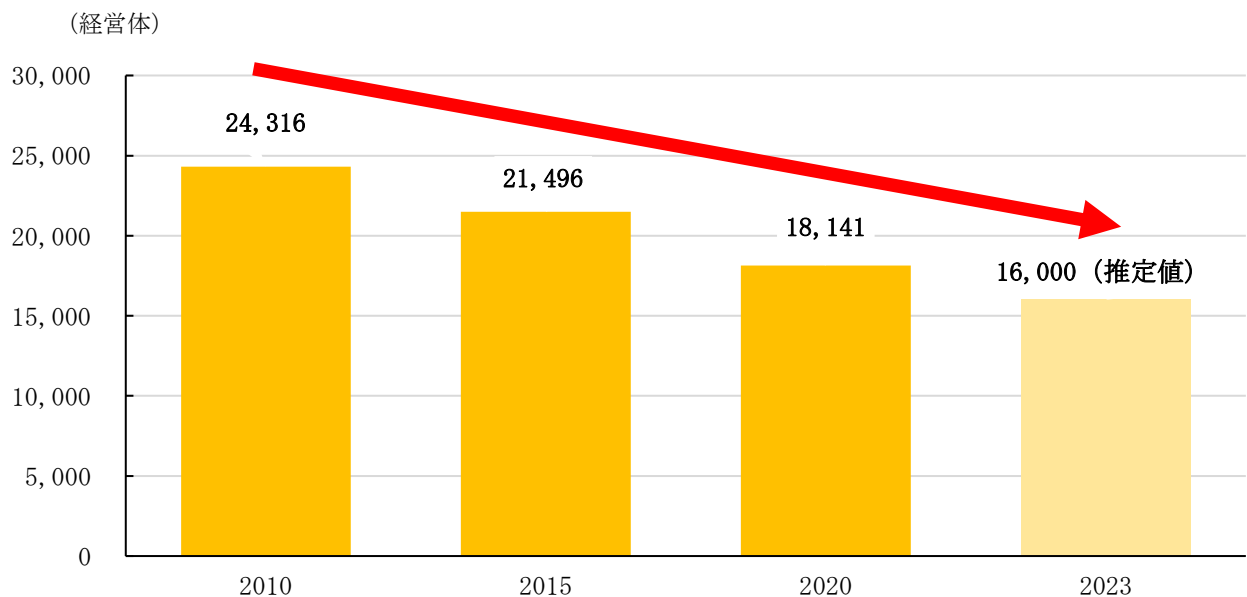
農業従事者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集積等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。

そこで、2020 年農林業センサスや各種調査結果などから、和歌山県における担い手などの農業構造や農地集積の状況と課題について、今回は和歌山県全体（県計）の状況を、次回は県内地域別や詳細データ等によりさらに深掘りした内容をご紹介します。

1 農業経営体数

- 農業経営体数は 10 年間で約 4 分の 1 減少。（2010 年 24,316 経営体→2020 年 18,141 経営体）
- 5 年前に比べ約 3,000 経営体、10 年前に比べ約 6,000 経営体減少。平均で年 600 経営体減少。
- 2020 年以降もさらに減少傾向で推移。（農業構造動態調査結果による推定値）

図 1 農業経営体数の推移（和歌山県）



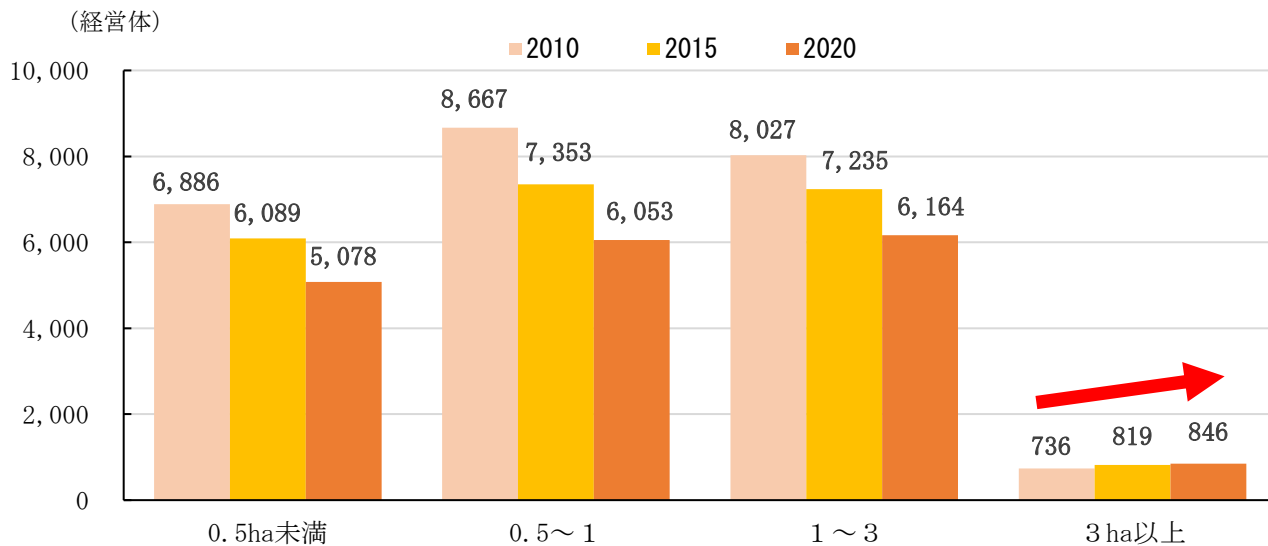
資料：農林水産省統計部「農林業センサス」（2010年、2015年、2020年）、
「農業構造動態調査」（2023年）

注：農業構造動態調査は、農林業センサス実施年以外の年に行う調査であるが、農林業センサスは全数調査であるのに対し、本調査は標本調査であるため、表章されている値は推定値であることから、農林業センサス結果と本調査結果を直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

2 経営耕地面積規模別農業経営体数

- 小規模経営体の減少が続く一方、大規模経営体はわずかに増加。

図2 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移（和歌山県）



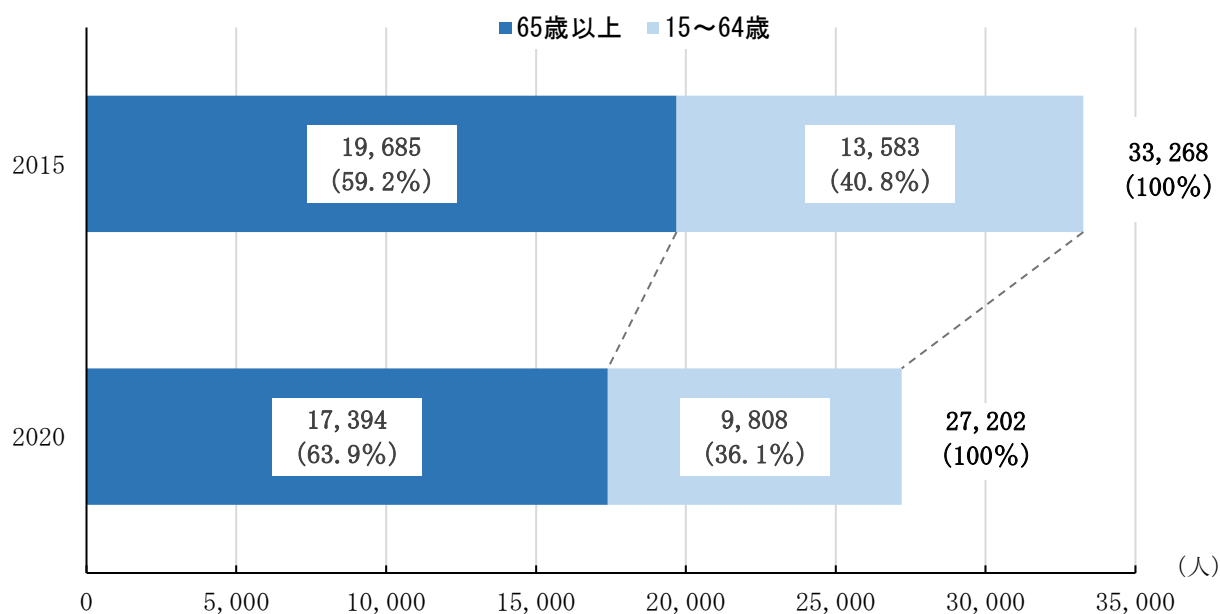
資料：農林水産省統計部「農林業センサス」（以下、図6まで同じ。）

注：「0.5ha未満」には「経営耕地なし」を含む。

3 年齢階層別基幹的農業従事者数

- 基幹的農業従事者数は、5年間で約2割減少。（2015年33,268人→2020年27,202人）
- 高齢化がさらに進展。（65歳以上の割合4.7ポイント上昇）

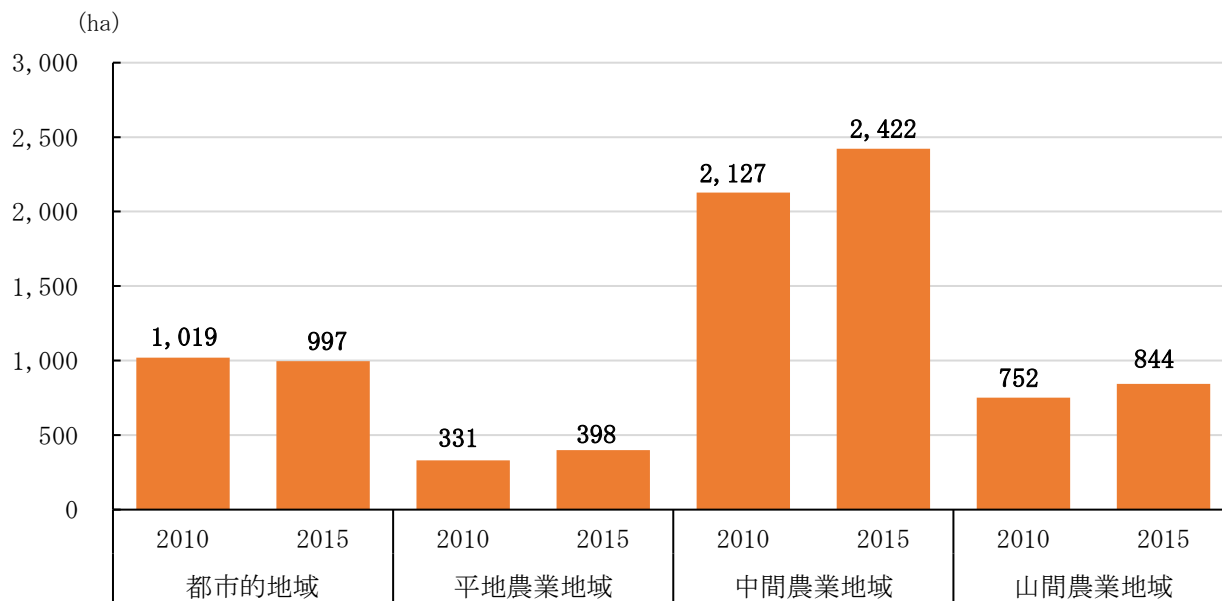
図3 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移
（個人経営体・男女計・和歌山県）



4 耕作放棄地面積（2020年農林業センサスでは耕作放棄地面積を把握していないため、2015年までのデータを使用しています。）

- 耕作放棄地面積は中山間地域で県全体の約7割を占める。
- 高齢化に伴い急傾斜地等の労働条件不利地での耕作放棄地が増加したものと推察される。

図4 農業地域類型別耕作放棄地面積の推移（和歌山県）

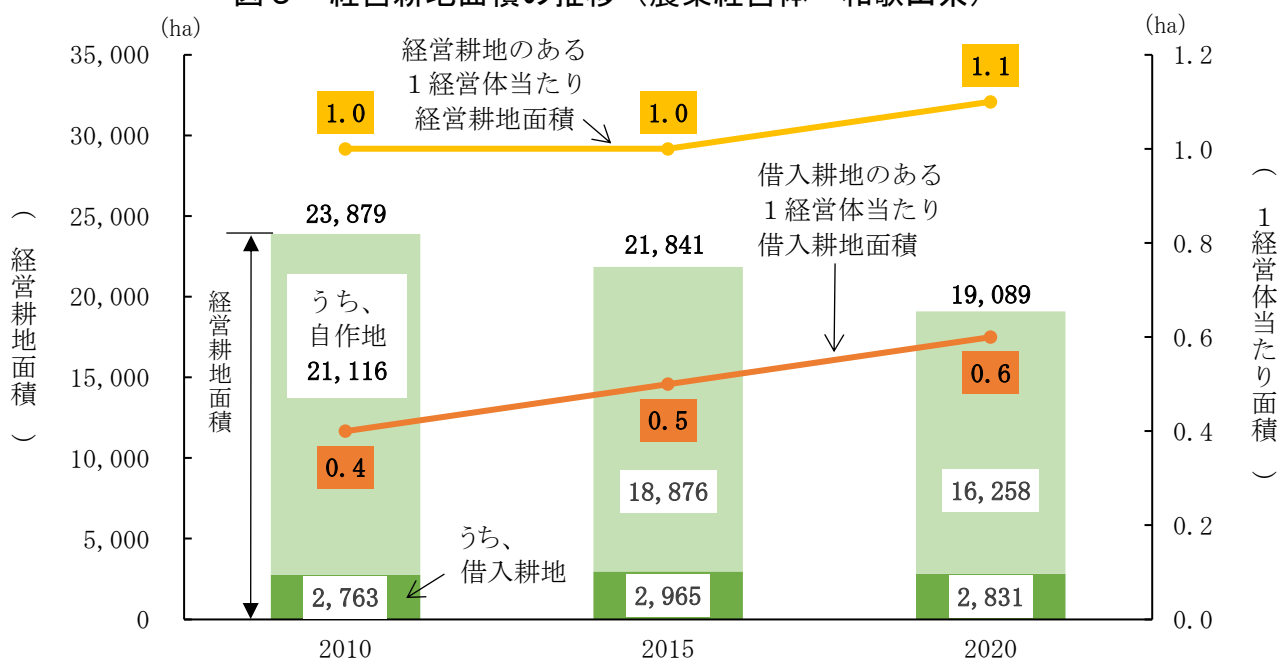


注：農業地域類型は市区町村設定を使用した。

5 経営耕地面積

- 経営耕地面積は10年間で約2割減少。（2010年23,879ha→2020年19,089ha）
- 1経営体当たりの経営耕地面積と借入耕地面積は増加。
- 小規模経営体の離農等に伴い、大規模経営体などの借入耕地面積が増加していることが推察される。

図5 経営耕地面積の推移（農業経営体・和歌山県）



6 農業の担い手

- 「5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している」農業経営体数は約2割。
- 新規就農者数は、160人程度で推移。非農家出身で就農した新規参入者や農業法人等への就農者が増加傾向。
- 認定農業者数は減少。うち、法人は増加傾向で推移。
- 認定新規就農者は増加傾向で推移。

図6 5年以内の後継者の確保状況別
農業経営体数割合
(2020年・和歌山県)

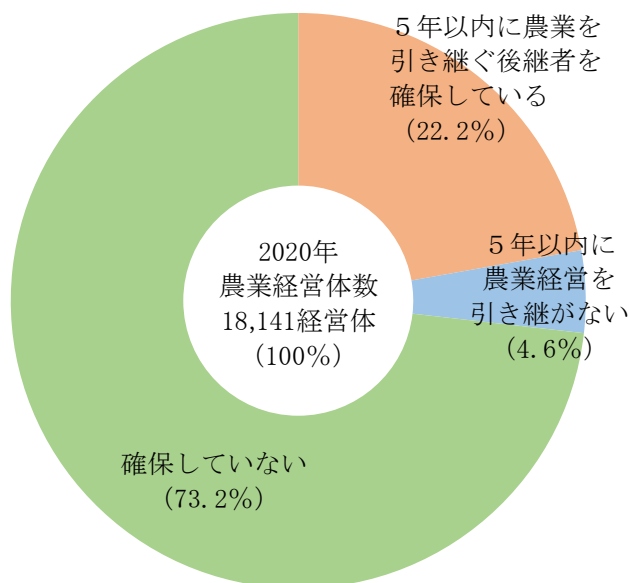
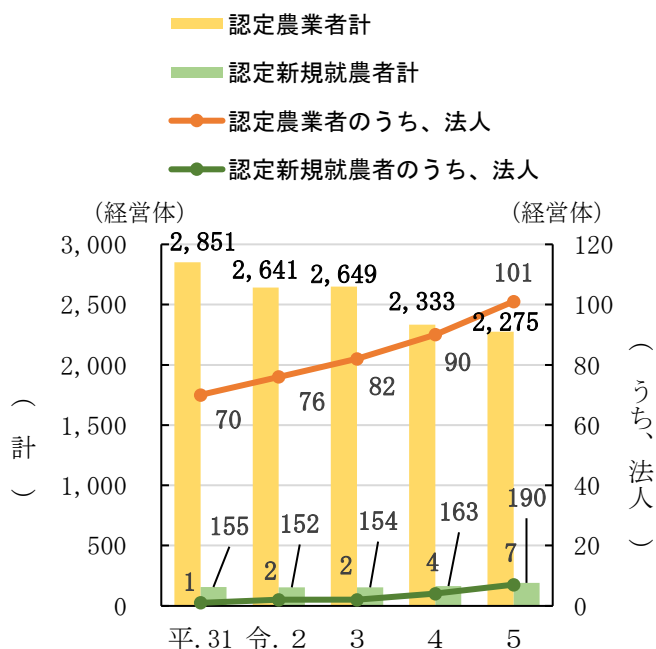


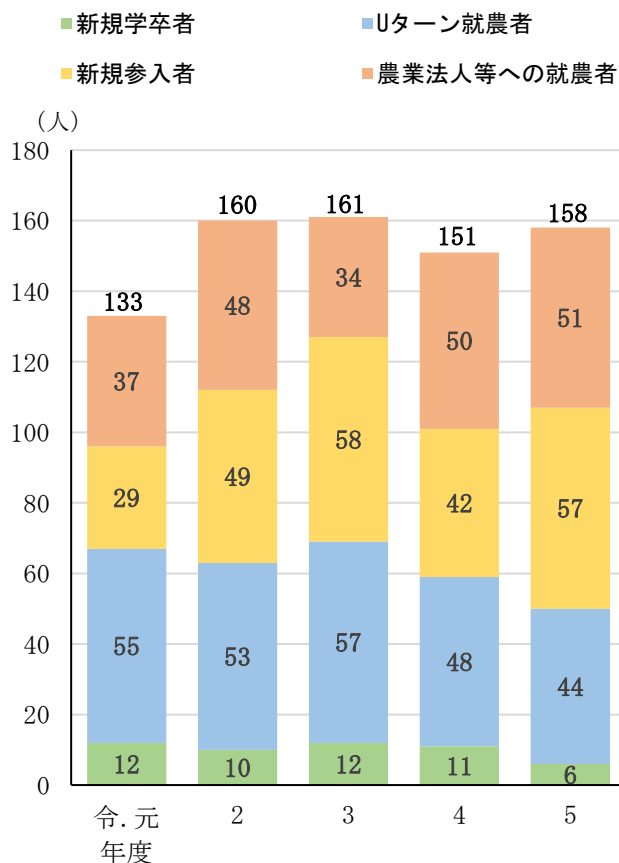
図8 認定農業者数及び認定新規
就農者数の推移 (和歌山県)



資料：農林水産省経営局経営政策課「認定農業者の認定状況」、就農・女性課「認定新規就農者の認定状況」

注：各年3月末現在

図7 新規就農者数の推移
(和歌山県)



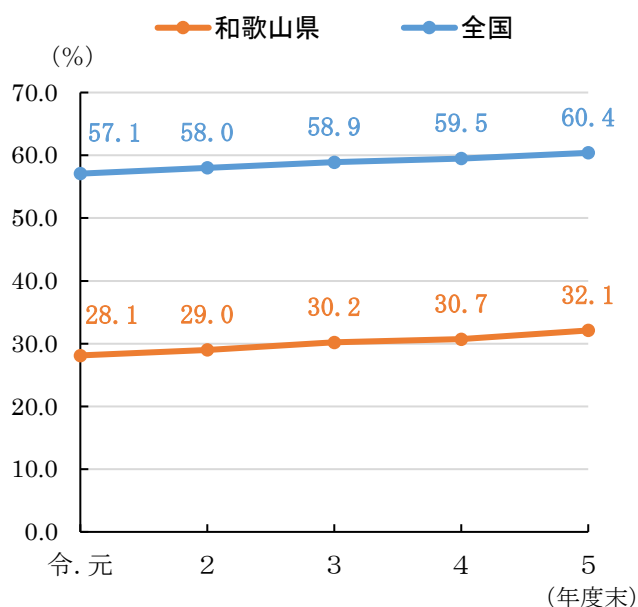
資料：和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課「新規就農者数調査結果」

- 注：1 各年度翌年5月1日現在 経営支援課調べ（振興局農業水産振興課、県農林大学校、県就農支援センター、畜産課、県内各高等学校、市町村、県内農業関係機関等の協力による。）
- 2 当該調査における新規就農者とは、当年5月1日～翌年4月末に就農した者で、年齢は65歳未満で農業を主業として年間150日以上従事する者とする。
- 3 新規学卒者とは、農家出身で、学卒（大学、大学校、高校等）後、直ちに就農した者。
- 4 Uターン就農者とは、農家出身で他産業を離職後就農、または在宅兼業から就農した者（定年帰農含む）。
- 5 新規参入者とは、非農家出身で就農した者。

7 農地集積

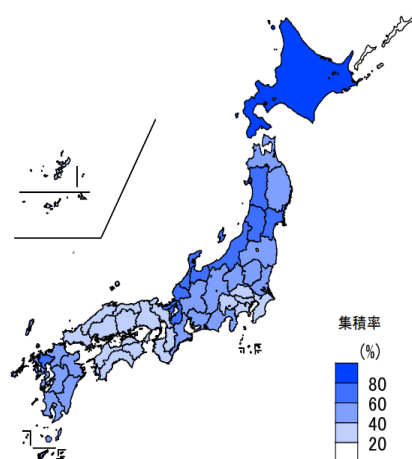
- 担い手への農地集積率上昇。(令和4年度末 30.7%→令和5年度末 32.1%)
- 全国平均に比べ集積率が低い。和歌山県は傾斜地や樹園地が多く、平地や水田が多い他の地域に比べ農作業効率が悪いことや、認定農業者や集落営農が少ないことが要因と推察される。

図9 担い手への農地集積率の推移



資料：農林水産省経営局農地政策課「農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和5年度版）」

図10 担い手への農地集積の状況
(令和5年度・都道府県別)



資料：農林水産省経営局農地政策課
「各都道府県の農地集積の状況
(令和5年度)」

注：集積率は令和6年3月末時点の数値

－おわりに－

ここまでのデータからは、農業従事者の高齢化の進展により、農業経営体の減少や耕作放棄地の増加が今後もさらに加速することが推察されます。

地域農業を維持し持続可能なものとしていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成・確保と併せ、農業を副業的に営む経営体など多様な経営体の確保・育成の取組が必要です。

現在、地域の話し合いを基に、地域農業の将来の在り方などの目標となる「地域計画」の策定に取り組まれています。

10年後のあなたの地域の農業やあなたの家の農業について、よく話し合ってみましょう。

【用語の解説】

農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 1 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15a ②施設野菜栽培面積 350㎡ ③果樹栽培面積 10a ④露地花き栽培面積 10a ⑤施設花き栽培面積 250㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数 1頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1頭 ⑧豚飼養頭数 15頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ⑪その他 調査期日前1年間における農畜生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 3 農作業の受託の事業
-------	---

経営耕地面積	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
農業地域類型	地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村及び旧市区町村を区分したもの。 注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域 2) DIDとはDensely Inhabited Districtの略で人口集中地区のこと。原則として人口密度が4千人/㎢以上の国勢調査基本単位区等が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5千人以上を有する地区をいう。 3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。 4) 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を中山間地域という。 5) 旧市区町村とは、昭和25(1950)年2月1日時点での市区町村をいう。
都市的地域	○可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人/㎢以上又はDID人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村。 ○可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人/㎢以上の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村。
中間農業地域	○耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。 ○耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。
山間農業地域	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村。
後継者	5年以内に農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
認定農業者	農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき作成した農業経営改善計画が市町村等から認定を受けた農業者。
認定新規就農者	新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて作成した農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画が市町村から認定を受けた者。
農地集積	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。
農地中間管理機構	農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行う組織。
「7 農地集積」の項目における「担い手」	認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指す。

地域農業 mini 分析レポート『そうやったん?!和歌山県の農業』では、和歌山県における地域農業の課題等に関する統計データや簡易な分析結果を紹介してまいります。また、近畿農政局和歌山県拠点ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

近畿農政局和歌山県拠点ホームページ
<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/index2012.html>



「和歌山県の地域農業に関する統計データ・分析資料」コーナー
<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/bunseki/toukei.html>



【地域農業に関する統計データや分析に関するお問い合わせ先】

農林水産省
 近畿農政局和歌山県拠点地方参事官室 分析担当
 電話 073-436-3851